「まちづくり三法」とは何か

大店法(S49~H12)の廃止 中小小売業者との商業調整の廃止。



いわゆる「まちづくり三法」の制定等

大店立地法(H12~)

大型店の立地に際して、「周辺の生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

(配慮事項)

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ·騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策等

<u>都市計画法の改正によるゾーニング</u> (土地利用規制)(H10~)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が 判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途 地区、特定用途制限地域)

中心市街地活性化法 (H10~)

中心市街地の活性化のために8府省庁で 「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」 を一体的に推進。